

# 障がい者コミュニケーション促進委員会

## 議 事 録

日 時：2024年2月16日（金）午後2時開会  
場 所：札幌市視聴覚障がい者情報センター 2階 大会議室

## 1. 開 会

○事務局（立野障がい福祉課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから、障がい者コミュニケーション促進委員会を開催いたします。

皆様、今日は、天候も悪い中、また、ご多忙の中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、札幌市保健福祉局障がい福祉課長の立野と申します。

会議の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。

今日は、障がい者コミュニケーション促進委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から札幌市の福祉行政の推進、それから、特段のご理解とご協力をいただいておりますことに、この場を借りまして改めて厚くお礼を申し上げたいと思います。

皆様、ご存じかと思いますが、札幌市では、平成29年度に、障がい者コミュニケーション条例、そして、手話言語条例を制定しまして、国におきましても、令和4年5月に、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されております。

障がい者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策に関する関心が高まっている中、札幌市では、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進及び手話が言語であるとの認識の普及に関する取組を進めているところでございます。

また、昨年12月には、第2次まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023を策定しており、今年3月には、さっぽろ障がい者プラン2024を策定する予定であり、さらなる障がい福祉施策の充実に向けて取組を進めているところです。

つきましては、今後も、条例等に基づく取組を効果的に実施をしていくため、皆様のご意見をいただきたく、本日、お集まりをいただきました。

委員の皆様には、それぞれの立場から活発な意見交換をいただきますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

今日は、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に、事務局から本日配付をさせていただきました資料の確認と進行上の注意点についてご説明をさせていただきます。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 在宅福祉係長の森岡です。どうぞよろしく願いいたします。

まず、皆様のお手元に委嘱状を配付させていただきました。

任期は、令和7年3月末までとなります。どうぞよろしく願いいたします。

次に、本日の配付資料について確認させていただきます。

本日の資料は、次第、資料1、委員名簿、資料2、障がい者コミュニケーション促進委員会について、資料3、令和5年度取組について、資料4、今後（令和6年度以降）の取組について、以上5点となっております。

皆様、全ておそろいということによろしいでしょうか。

次に、会議の進行についてお願いでございます。

発言の際は、挙手の上、マイクを使っていただき、お手数ですが、毎回、所属とお名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

また、会場には磁気ループを設置しておりますので、対応の補聴器をお使いの方はTモードへの設定をお願いいたします。

事務局からは、以上となります。

## 2. 委員自己紹介

○事務局（立野障がい福祉課長） それでは、次に、本日、新たな任期での最初の会議となりますので、皆様から自己紹介をお願いしたいと思っております。

私から、お名前を読み上げますので、お一人ずつ簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

まず、前回までの任期で会長を務めていただきました札幌学院大学人文学部教授の松川委員より、時計周りに順番をお願いしたいと思います。

札幌学院大学人文学部教授の松川委員でございます。

○松川委員 札幌学院大学の松川と申します。

大学では、障がい者福祉論、障がい学、それから、社会福祉士の養成に携わっております。

コミュニケーション促進委員会は、2019年の設置のときから委員として関わっております。その前は、障がい者コミュニケーション検討委員会にも関わっておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（立野障がい福祉課長） 続きまして、札幌市中途失聴・難聴者協会会長の花田委員でございます。

○花田委員 札幌市中途失聴・難聴者協会の花田です。よろしくお願いいたします。

私どもの団体は、今、難聴として、コミュニケーション手段のいろいろな方法がありますけれども、これを少しでも市民の方に分かっていただくようにやっております。よろしくお願いいたします。

○事務局（立野障がい福祉課長） 続きまして、日本ALS協会北海道支部支部長の山田委員でございます。

○山田委員 日本ALS協会理事をしております山田洋平と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（立野障がい福祉課長） 続きまして、札幌市視覚障害者福祉協会会長の近藤委員でございます。

○近藤委員 視覚障害者福祉協会の近藤と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（立野障がい福祉課長） 続きまして、NPO法人札幌盲ろう者福祉協会会長の

富樫委員です。

本日は、沖村副会長の代わりにご出席いただいております。

○富樫委員（代理） NPO法人札幌盲ろう者福祉協会のコミュニケーション促進員は沖村圭子が担当していますが、都合で参加できませんので、今日は代理で富樫が参加しています。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（立野障がい福祉課長） 続きまして、北海道自閉症協会札幌分会札幌ポプラ会会長の松岡委員でございます。

○松岡委員 皆さん、こんにちは。

今まで北海道自閉症協会の上田が参加をさせていただいておりますが、今期から、私、札幌分会ポプラ会の松岡が担当させていただくことになりました。

発達障がい、自閉症を持つ方々が多く在籍をしている会でございます。コミュニケーションがとても難しく、日々苦勞している中での団体となりますので、皆さんのお力ですとか情報共有など、様々な輪が繋がればよいなと思っています。よろしくお願いいたします。

○事務局（立野障がい福祉課長） 続きまして、札幌市手をつなぐ育成会会長の長江委員でございます。

○長江委員 こんにちは。

札幌市手をつなぐ育成会で会長をさせていただいている長江と言います。

私たちの会は、知的障がい児や、札幌ポプラ会さんと一緒ですけれども、自閉症だったり、自分の気持ちをなかなか伝えられない子たちの代わりに私たちが代弁ではないのですけれども、そういう形の会です。

引き続き、このコミュニケーション促進委員会の委員を受けたのですけれども、何か力になればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（立野障がい福祉課長） 続きまして、要約筆記通訳者サークルふきのとう前代表の小林委員です。

本日は、吉田代表の代わりにご出席をいただいております。

○小林委員（代理） 皆さん、こんにちは。

要約筆記通訳者サークルふきのとうの小林と申します。

ただいまご紹介いただきましたように、今日は吉田の代理で出席いたしました。前任者といいましても、私も昨年、都合が合わず欠席してしまったのと、その前の年はたしか書面開催ということもありまして、今日のような対面での皆さんと顔を合わせての委員会への出席は初めてです。大変緊張しておりますが、よろしくお願いいたします。

○事務局（立野障がい福祉課長） 続きまして、札幌聴覚障害者協会副理事長の高嶋委員でございます。

○高嶋委員 公益社団法人札幌聴覚障害者協会の高嶋正博と申します。

松川委員と同じように任期を続けてまいっております。

内容で、いろいろ改善点があると思います。いろいろな面でご協力をよろしくお願いいたします。

○事務局（立野障がい福祉課長） 続きまして、札幌手話通訳問題研究会副運営委員長の太田委員でございます。

○太田委員 札幌手話通訳問題研究会、通称、札幌研と申し上げておりますけれども、札幌研の太田と申します。

松川委員と同じく、条例の検討委員会時代から続けておりますので、随分長いこととなります。今年度も話合いの場に参加させていただけることをうれしく思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局（立野障がい福祉課長） 皆さん、ありがとうございました。

また、本日は、残念ながら欠席となっておりますが、札幌市精神障害者家族連合会の盛委員、そして、札幌市身体障害者福祉協会の嶺岸委員につきましてもご就任をいただいているところです。

### 3. 審議事項（会長・副会長の互選について）

○事務局（立野障がい福祉課長） それでは、次第の1番の審議事項である会長・副会長の互選について入りたいと思いますが、その前に、このたび、初めて委員に就任された方もいらっしゃいますので、本委員会の目的とその概要について説明をさせていただきたいと思っております。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 資料2をご覧ください。

障がい者コミュニケーション促進委員会についてと書かれている紙になります。

まず、ここに2点書いております。

1点目が委員会の目的について、そのままお読みいたします。

障がい者コミュニケーション促進委員会は、札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例に基づく施策等について障がい者等の意見を聞くことを目的に設置した懇話会となっております。

2点目、委員会の概要についてです。

まず、委員についてです。

障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者等のうちから委嘱しております。

2番目、委員の任期です。

委嘱の日から翌年度の末日までとさせていただきます。

3番目、会長及び副会長です。

委員のうちから互選とさせていただきます。

4番目、会議です。

ア、会議の議長は、会長が務めます。

イ、会議は公開で行い、原則として議事内容を公開します。

ウ、会議出席が困難な場合、代理者を会議に出席させることができます。

以上を定めております。

私からの説明は、以上です。

○事務局（立野障がい福祉課長） ただいまの説明につきまして、ご質問などはございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（立野障がい福祉課長） それでは、会長及び副会長の選任に入りたいと思います。

本委員会の設置要綱に基づき、会長及び副会長は、委員の皆様の互選により選任することになっておりますが、ご推薦など、どなたかございませんか。

○長江委員 会長は、松川委員にご就任いただきたいと思います。社会福祉に情景も深く、また、前身である手話・障がい者コミュニケーション検討委員会のときから会長を務めていただきまして、札幌市の政策についても詳しいので、会長として適任ではないかと思えます。

副会長には、同じく本会の初回から前回まで副会長を務めていただき、かつ、当事者の立場で障がい者コミュニケーションに係る普及啓発を行っていらっしゃる札幌市中途失聴・難聴者協会の花田委員にご就任いただければ適任だと思います。

皆さん、いかがでしょうか。

○事務局（立野障がい福祉課長） 皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり・拍手）

○事務局（立野障がい福祉課長） それでは、札幌学院大学の松川委員に会長を、そして、札幌市中途失聴・難聴者協会の花田委員に副会長をお引き受けいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、これ以降の進行につきましては、松川会長にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○松川会長 今、ご指名いただきましたので、会長として会議の進行を務めさせていただきます。

冒頭に立野課長からもお話がありましたように、札幌市では、障がい者コミュニケーション条例、手話言語条例、また、2022年度には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法というものができているところですが、こういったものを実質的に充実させていくのは、当事者の団体であったり、こういった場での皆さんからの発言が極めて重要であるということをおの間つくづく感じております。

そういう点では、今日の会議において、ぜひ札幌市の取組に対して忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### 4. 報告事項（令和5年度の取組について）

○松川会長 それでは、次第に基づきまして、2番目の報告事項について、事務局からお願いいたします。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 令和5年度の取組について資料を説明させていただきます。

資料3、令和5年度の取組についてをご覧ください。

1番目、ミニ手話講座です。

気軽に初歩的な手話を学ぶことができる講座を全部で10回開催しています。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを踏まえ、オンライン開催の回数を令和4年度の6回から3回に減らし、対面の開催を増やしました。

ちなみに、参加者は、第1回から第9回までで100人程度、第10回については、3月に実施予定となっております。

2番目、中途失聴・難聴者手話講習会です。

中途失調・難聴者向けの手話講習会を開催しました。令和5年度は、入門編と上級編にクラスを分け、それぞれ22回開催いたしました。参加者は21人でした。

3番目、提案型障がい者コミュニケーション市民講座です。

企画公募型で実施しています当事者団体等の創意工夫による市民向け講座について、中途失調・難聴、知的・発達障がい、盲聾の3種類のコミュニケーション方法を学び、体験する講座を実施しています。

4番目、小・中学生向けコミュニケーション支援啓発漫画です。

障がい特性に応じたコミュニケーション支援に関する理解を深めるための子ども向け啓発漫画を作成しています。昨年度作成した中途失聴・難聴者編は、昨年7月に市内小・中学校等に配付しております。また、今年度は、視覚障がい編を作成中であり、今年7月に市内小・中学校等に配付したいと考えております。

5番目、コミュニケーションツールガイドです。

障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する理解及び利用促進を目的としたガイドブックであり、今年度は失語症をテーマに作成し、3月に各区役所や障がい者団体等に配付する予定となっております。

6番目、意思疎通支援事業の拡充です。

盲ろう者通訳・介助員派遣事業の利用時間の上限を昨年4月に撤廃し、報償費を手話や要約筆記と同じ水準に改正しました。

7番目、職員向けホームページへの手話動画の掲載です。

職員向けホームページに掲載予定の市民対応場面で使える手話に関する動画を作成中であり、3月より掲載を実施します。

8番目、コミュニケーション支援システム（タブレット）の設置です。

区役所等に音声認識・手書き対応アプリケーションとテレビ電話アプリケーション、遠

隔手話通訳等で用いるものですが、それらを使用できるタブレット端末を合計で16台設置しております。

9番目、電話リレーサービスの活用です。

昨年2月より区役所に設置しているタブレット端末で、ろうあ者相談員が業務で電話リレーサービスを活用できるようにしました。

10番目、コミュニケーションツール作成補助です。

動画への手話通訳の挿入に関わる費用についての補助事業で、上限1万円を実施しております。

11番目、研修会等講師派遣補助です。

障がい特性に応じたコミュニケーション手段を学習する際の講師費用について、補助事業を実施しております。こちらも上限は1万円となっております。

12番目、普及啓発広告の作成です。

心のバリアフリーの理解促進に係る事業とともに、CM動画を作成し、ユナイテッド・シネマ札幌や街頭ビジョン等での放映を行っております。

また、広告ステッカーを作成し、札幌市営地下鉄東豊線の車両に掲示しております。

13番目、その他です。

既存の広報物を活用し、普及啓発を行いました。

事務局からの説明は、以上となります。

○松川会長 ただいまの説明につきまして、ご質問などはありませんか。

○長江委員 12番目の広告ステッカーを作成して札幌市営地下鉄の東豊線の車両に掲示してありますということだったのですけれども、これはなぜ東豊線だけなのですか。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 今年度から始めたというところもありまして、今月から東豊線にステッカーを掲示しておりまして、東西線、南北線についてはその後から貼るといことで、今、交通局と調整中となっております。

○事務局（立野障がい福祉課長） 補足させていただきます。

本当は一斉にできればよかったのですがけれども、地下鉄は広告がたくさん載っているで、広告の空いている状況も見ながらになっていまして、時期がずれてしまっているという現状がございますが、そこはご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○松川会長 ほかにございませんか。

○太田委員 特に質問ということではございません。

ミニ手話講座につきましては、先ほどお話がありましたとおり、受講者から大変好評をいただいて、ずっと継続をしているところであります。

加えて、おとしあたりから聾啞者や手話通訳者が主人公であるテレビドラマが続いておりまして、その影響からか、手話に対して興味を持って、私も手話をやってみたいという方が多く手話講習会を申し込まれまして、定員を随分越えてしまったというときに、超えてしまった方について、そこで門前払いするのではなくて、回数はたくさんではないの



ですけれども、プレ体験会を開催していただきました。これは、障がい福祉課の森岡係長が積極的に受け止めてくださりまして、大変感謝しております。

今後、このブームがどれぐらい続くのかは分かりませんが、過去にもテレビドラマ関係で手話ブームというものが何度かあったのですけれども、今回につきましては、社会の状況の変化もありまして、一過性のブームには終わらせてはいけないなと思っております。

その関係で、引き続き、プレ体験会も含めて市民の皆様の手話を普及する事業の拡充をお願いしたいと思っております。

それと、もう一つ、先ほどお話がありました9番の電話リレーサービスの活用ということで、各区のろうあ者相談員が計10名おりますけれども、ろうあ者相談員の日常の業務の円滑化のために電話リレーサービスを活用しているということで、業務の円滑化、コミュニケーションの拡大を図る上で非常にいいことであるなということで、これも感謝申し上げたいと思います。

ただ、もともとお電話リレーサービスというものは、総務省の補助事業からスタートしているものですから、札幌だけではなくて、全国で聾啞者個人の方からいろいろな団体の方まで利用が増えているところでもあります。詳しくここで制度の説明をする必要もないのですけれども、その中で当初予想していたような感じではない、逆に、トラブルが起きてしまっているという面も実はございます。

例えば、銀行や生命保険のような金融関係に聾啞者の方が問合せをするときに、今までであれば地元の通訳派遣センターのところまで行って電話通訳してもらうことで要件が足りていたものを、企業なり団体のほうで、これからは電話リレーサービスだけに絞らせていただきますということで、かえってコミュニケーションの範囲が狭まってしまっているという実態も実は全国から報告されております。

これにつきましては、全日本ろうあ連盟でも受け止めておりまして、今後、是正を図ってくださいという願いがあるかと思うのですけれども、そういう問題をはらみながらも、聾啞者の方のコミュニケーションのチャンネルが増えるということはいいことですし、特に札幌市の場合でもろうあ者相談員がそれによって業務が円滑に流れるということであればとてもいいことですので、引き続き、森岡係長にお世話になりますということで、よろしく申し上げます。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 太田委員、札幌市の代わりにいろいろ詳しく説明していき、ありがとうございました。

今、説明していただいたとおりで付け加える部分はほとんどないのですけれども、札幌市でも普及活動を含めていろいろとやっておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○松川会長 今の太田委員のご発言の電話リレーサービスに関しては、ほかにも行政や市民が十分に理解していないということで、詐欺ではないかということも割と起きているという状況の中で、札幌市としてどのように対応していくのか、この後の議題の令和6年度

の取組のところでも改めて少しお話ししていただければなと思っていたところです。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 今の電話リレーサービスが詐欺ではないのかというお話は、私たちもろうあ者相談員から聞こえてくる部分がありました。

札幌市としては、電話リレーサービスというものの周知について、先ほど太田委員がおっしゃったとおり、一部の銀行などで既に理解されているのですけれども、存在自体もなかなか知らないというところもあるものですから、札幌市とつながりのある企業等に、電話リレーサービスというのはこういったものですよという周知を図っていきたいと考えておまして、それは、今年度からやっていきたいと思っております。

○松川会長 ほかにご質問等はございませんか。

○松岡委員 初めて参加させていただいたので、教えていただきたいところがあります。

3番目の提案型障がい者コミュニケーション市民講座を見ますと、「中途失聴・難聴者、知的・発達障がい、盲ろうの3種類のコミュニケーション方法を学び体験する講座を実施しています」と書いてあるので、その3種類は具体的にどんな市民講座を実施したのかというところを教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 提案型障がい者コミュニケーション市民講座につきましては、各法人や障がい者団体からコミュニケーションを札幌市民に普及していただくというところで、各団体で考えていただいているいろいろ活動をしていただいております。

中途失聴に関しては、花田副会長の札幌市中途失聴・難聴者協会のほうに、実際に、中途失聴に対してのコミュニケーションの仕方についての講座を開いていただきました。知的・発達障がいにつきましては、長江委員の札幌市手をつなぐ育成会に講座を開いていただきました。あとは、盲聾につきましては、富樫委員の札幌盲ろう者福祉協会に開いていただきました。

そういった方々のコミュニケーションの仕方について、それぞれ講座を開いていただくということで、それぞれの団体に内容を考えていただいて、やっていただいたという流れになっております。

○松岡委員 そこは分かったのですが、具体的にどんなことをしたのか、後でもいいので情報をいただけると、私たちの団体でも周知ができたり確認ができるかなと思うので、連絡をいただけたらうれしいです。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 承知しました。後日、内容についてお知らせをさせていただきます。

これは委員会の委員全体に、改めてお知らせをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○松川会長 今回の件に関して、この提案型障がい者コミュニケーション市民講座については、札幌ポプラ会には情報が行っていなかったということでしょうか。

○松岡委員 はい。

○松川会長 その辺は、しっかり情報を伝えるということが基本かなと思います。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 一応、ホームページ等で周知はしていたのですが、確かに、周知を徹底していなかった部分があったかと思えます。

来年度につきましては、提案型という形にするのかも含めて、今、いろいろ検討している最中でありますので、また、ある程度決まった段階で市民の方々には改めて周知を図っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○松川会長 ほかにございませんか。

○高嶋委員 質問です。

8番のコミュニケーション支援システムで、全部で16か所にタブレットを設置しているとのことですが、これは窓口に置いているのですか。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 今のご質問に回答をさせていただきます。

設置箇所としては、区役所10か所と障がい福祉課、身障センター、札幌協の手話派遣室、同じく、札幌協の事務局、視聴覚センターの2階ロビー、消費者センターに設置をさせていただいております。

各区役所、障がい福祉課、身障センターは、基本的に窓口に設置しており、市民の方々を使いやすい場所に置かせていただいております。

○高嶋委員 もう一度質問いたします。

窓口に置くというのは受付のところになりますか、それとも、ろうあ者相談員の場所に置かれて 있습니까、お聞きしたいです。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 各区役所にろうあ者相談員が配置しておりますので、ろうあ者相談員のところにタブレットは設置させていただいております。

○高嶋委員 今の説明お聞きしまして、窓口に置かないでろうあ者相談員ところに置いているということは理解しました。

問題は、電話リレーサービスの業務の支障になっているのではないかなと思います。つまり、話を聞いてみますと、ろうあ者相談員は一つタブレットを置いていまして、電話リレーサービスの相談が来て連絡をする最中に、窓口に筆談または音声などの機能のタブレットを使うのを待っている方がいらっしゃいます。業務で長く話をすると、聾唖者だけではなく、中途難聴者の耳の不自由な方々はそのタブレットを使うために待っているのですけれども、来庁者が待つということは失礼になると思うので、できれば相談員用の業務用のものと市民のものと分けて二つ置いたらいかかかと思えます。どうでしょうか。

○事務局（森岡在宅福祉係長） ろうあ者相談員のところに置いてあるタブレットは、ろうあ者相談員が不在のときに使えるような形で設置しているものになっております。ふだん、ろうあ者相談員の方がいらっしゃれば、聾唖者の方がご相談にいらっしゃっても相談員の方が対応していただきますので、基本、タブレットはそれほど使うことはないのかなと考えております。

例えば、ろうあ者の方がファクスやメールが使えない不動産会社などの外部にお電話するとき、ろうあ者相談員がそのタブレットを使って電話リレーサービスを使うという形

になっておりますので、用途がかぶってしまって、ろうあ者相談員のところに相談に来た市民の方が困るということは、基本、考えにくいのかなというふうに捉えております。

ただ、今後、タブレットを使ったろうあ者相談員に対する相談件数が増えていって、どうしても、相談員が片方で対応しつつ、もう一つタブレットを使ってやらなければ相談になかなか応じられないというような状況にどンドンなってくれば、そういったことも併せて検討していかなければならないかなと考えております。

いろいろご意見をありがとうございます。

○高嶋委員 分かりました。

○松川会長 ほかにございますせんか。

○小林委員（代理） ただいまご報告いただいた昨年度の取組に直接関わることではないかもしれないのですけれども、昨年、私が欠席してしまった際に申し上げた意見の進捗状況をこの場で伺うことは可能でしょうか。

○松川会長 それはお答えいただくことでよろしいですね。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 手帳所持者以外の人も要約筆記の対象にというご意見に対する進捗でしょうか。

○小林委員（代理） はい。

○事務局（森岡在宅福祉係長） そちらについては、今年度、札幌市でも協議しております、政令市でどうなのかを確認したところ、半数以上が手帳の持っていない方にも要約筆記をやっているという実態が分かってきましたので、来年度にかけて、さらに詳しい調査をしていきまして、そして、札幌市でも拡充できないかどうかを検討させていただきたいと思っております。

決して何もしていないわけではありませんので、そこだけご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○小林委員（代理） うれしいお知らせをありがとうございます。前向きに取り組んでいただいているということで、ありがとうございます。

実は、昨年も、手帳を申請中の方から、できればすぐに派遣をお願いしたいという問い合わせがあったのですが、手帳を持っていないと派遣ができないという回答をいただいたという事例がありました。そのときも身障協会から障がい福祉課に確認いただいたので、ご承知かと思いますが、やはりそういう事例がありそうですので、ぜひ、必要とされる方がいらしたら使えるようにということを検討いただきたいと思います。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 貴重なご意見ありがとうございます。

そういったご意見もいろいろお聞かせいただければ、札幌市としても検討をさらに進めることができるかなと思いますので、また何かありましたら、ご意見のほどをよろしくお願いいたします。

○松川会長 大事なご指摘だったかと思えます。

ほかに、この資料3に関して、質問等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○松川会長 なければ、次の議題に進んで、また何かあれば最後の意見交換のところで出していいただければと思います。

#### 5. 意見交換（今後の取組について）

○松川会長 3番、意見交換について、事務局から今後の取組について説明していただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 資料4、今後（令和6年度以降）の取組について（主なもの）と書かれている紙をご覧ください。それを順番にお読みいたします。

新年度については、令和5年度までに実施した事業をしっかりと継承し、広報を織り交ぜながら実施していきたいと思っております。

まず、1番目、ミニ手話講座です。

こちらにつきましても、気軽に手話を学べるミニ手話講座の開催をやっていきたいと考えております。来年度は全10回を予定しております。

2番目、中途失聴・難聴手話講習会です。

こちら、この手話講習会の開催を継続的にやっていきたいと考えております。来年度は、入門編と初級編をまとめて1クラスで実施する代わりに、回数を30回に増やしたいと考えております。

3番目、当事者主体の市民向け講座です。

当事者団体等の創意工夫による市民向け講座の開催を予定しております。

4番目、小・中学生向けコミュニケーション支援啓発漫画及びコミュニケーションツールガイドです。

障がい特性に応じたコミュニケーション支援に関する理解を深めるための子ども向けの啓発漫画及びコミュニケーションツールガイドを新たなテーマで作成する予定です。

5番目、コミュニケーション支援システムです。

こちらにつきましては、先ほどもお話しした区役所等に置いているタブレットですけれども、これは引き続き設置を続け、聾啞者の相談支援に役立てていきたいと考えております。

6番目、電話リレーサービスの活用です。

ろうあ者相談員の業務で電話リレーサービスの活用を継続いたします。

7番目、コミュニケーションツール作成費補助です。

飲食店メニューの点字化や、企業紹介動画への手話通訳の付与等に要した費用について、最大1万円を限度とする補助を来年度も行っていきたいと考えております。

8番目、研修会等講師派遣補助です。

企業や町内会などが自主的に開催する障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する研修会等の工事費用への補助を行ってまいりたいと思います。

9番目、職員向けホームページへの手話動画の掲載です。

引き続き、職員向けホームページに、市民対応の場面で使える手話に関する動画を掲載したいと考えております。

10番目、普及啓発広告の掲示です。

既に札幌市営地下鉄東豊線にて掲示されている広報ステッカーを、東西線や南北線の車両にも掲示してまいります。

11番目、その他になりますが、既存の広報物、動画、冊子等を活用し、様々な場所において普及啓発を進めていく予定となっております。

事務局からの説明は、以上です。

○松川会長 ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんか。

○太田委員 9番、職員向けホームページの手話動画の掲載の関係で、実は、札幌協さんと私ども札幌通研とでAI手話翻訳システムの開発の会社に協力する形でずっと関わっておりまして、今、各区役所で実証実験をやっている段階です。

それで、各区の保健福祉課の窓口に行って職員とちょこちょことお話をする機会もありまして、職員も、毎日、ろうあ者相談員の職員と接していれば、ごく簡単な手話を通じるようになるかなと思って、こちらもちょっとうれしくなりました。ですから、簡単な手話でもって、来庁豊唾者にうれしいなと思っていただいたり、簡単な用件であれば、それで用件が済んでしまうこともありますので、今後とも、難しい手話通訳はできなくてもいいので、簡単なものだけで十分用件足りることもありますので、ぜひとも職員の簡単な手話の習得について引き続き努力いただけたらと思います。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 今回もまた貴重なご意見をありがとうございます。

札幌協さん、札幌通研さんとは、定期的に意見交換等をさせていただいておりますので、皆様のご意見を参考にしながら、札幌市の職員の手話の部分も含めて対応をいろいろ考えていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○松川会長 それでは、このまま意見交換に入っていきたいと思っております。

令和5年度の取組、それから、令和6年度の取組も含めまして、札幌市の施策について、皆さんからご意見等をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○小林委員（代理） 先ほど太田委員からお話のありました職員向けの手話の普及は、とても重要な取組だと考えております。

ただ、一方で、聴覚障がいの方でコミュニケーション手段がイコール手話とは限らない、いろいろな方法があると思っております。職員の方に手話を広めていくことは、これからもぜひ進めていただくのと同時に、文字情報を伝えることの大切さとか、おっくうに感じずに筆談などに気軽に取り組んでいただけるようなこともぜひ職員の方に意識づけできるような取組も考えていただけたらいいのかなと思っております。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 貴重なご意見をありがとうございます。

札幌市としても、手話だけではなくて、要約筆記であったり、盲聾や失語症などの様々

な方々に対してのコミュニケーションの方法も同じように周知していかなければならないなど考えております。これは市民だけではなくて、札幌市職員に対してもそういったところが必要というのは強く感じておりますので、今の小林委員の意見を参考にしながら、今後、施策を考えていきたいと思っております。

○松川会長 ほかにかがでしょうか。

○長江委員 8番の研修会等講師派遣補助の中で、企業や町内会などが自主的にということですが、これは町内会や企業にどのような投げかけを行っているのですか、お知らせしている方法を知りたいと思えました。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 今のご質問にお答えしたいと思います。

研修会等講師派遣補助につきましては、札幌市のホームページと広報さっぽろで、年1回周知しております。

ただ、今、委員からのご指摘もありましたとおり、今後、さらなる周知方法については、考えていかなければならないなど考えておりますので、来年度、どのような方法があるのかということもまたいろいろと考えていきたいと思っております。

○長江委員 せっかく補助事業という形であるので、やはり活用していただいているものもあると思います。また、今年4月から合理的配慮も義務化されますので、やはり企業により理解していただくということで、そこら辺も重視して推進していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○松川会長 今の件に関して、具体的に補助を行った件数、あるいは、具体的にどのような研修を行ったのかということがもしあれば教えていただければと思います。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 研修会等講師派遣補助につきましては、平成30年が1件、令和元年が2件、令和2年が1件という形で、非常に少ない状況になっております。

今後、こちらの周知について、札幌市とつながりのある企業に対して広報もできるのかなど考えておまして、メールで一斉配信など、今までとは違った形でやっていかなければならないなど実は強く感じているところです。いろいろやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○長江委員 町内会に関しては、多分、社協や連町ら辺を活用すると広がっていくと思います。事業をあまり知らないから伸び悩んでいるのかなと思うので、活用できるツールは使っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 確かに、社協への周知は必要ですね。今、その方法があったかと感じましたので、ぜひ、その方向も取り入れていきたいと思っております。

ありがとうございました。

○事務局（立野障がい保健福祉課長） 補足させていただきます。

まず、貴重なご意見をありがとうございます。

企業への周知について、先ほどの電話リレーサービスについても、この後、企業周知図りたいと考えていますので、いろいろな周知のときにこれも併せて周知できるかなと思っ

ています。

また、札幌市では、今、ハードの部分ではなくてソフトの部分からのバリアフリーということで、心のバリアフリーというものに取り組んでいまして、その中でも企業向けの研修をやっております。当然、そういう研修を行う企業は関心がある企業ですから、研修に行ったときに、こういったものがあるので、ぜひ活用してくださいという形で一緒にPRもできるのかなと思いますので、その辺りも検討していきたいなと思います。

○松川会長 せっかくある仕組み、制度ですから、活用することが大事かなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○近藤委員 先ほどの質問と類似するのですが、この中にメニューの点字化に関する補助金ということも書いてあるのですが、この制度が始まってから現在に至るまでの実績、補助金請求をお聞きします。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 今の点字の話はコミュニケーションツール作成費補助の部分に当たるのかなと捉えておりますけれども、お恥ずかしい話ですが、こちらについては全く実績のない状況となっております。

こちらについても、周知については、先ほどと同じように企業等も含め、あとは社協なども使いながらしっかりやっていきたいなと思っております。

ご指摘をありがとうございます。

○近藤委員 この数年間で、私どもの法人の会員が数名でボランティアで何店舗かの飲食店のメニューを点字化する作業を進めています。

私は、私どもの会員たちがこの補助が出る制度を分かっているかどうか、聞いてはいないので分からないのですが、仲間内で利用の多いお店の点字のメニューを年間何件かつくっています。でも、それは、皆さん、材料費も含めて自費でやっていますので、広報さっぽろやホームページでアピールしていただけたらありがたいかなと思います。

また、余計なお世話かもしれないのですが、私どもの会報でもこういうこともあるのだよと周知できたらいいのかなと考えています。

○事務局（立野障がい保健福祉課長） 今、貴重なご意見をいただきました。

今後、ぜひそういう話を教えていただければ、私たちから企業にも実際に当たっていくことができると思いますので、この補助をぜひ使っていただきたいなと思ってます。委員のところにもそういうお話がありましたら、遠慮なく札幌市に教えてほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

会報にもぜひ載せていただきたいと思います。

○近藤委員 とてもお力強いサポートのご意見をいただいたので、ここに集っている委員も、それから、寄り添う周りの人たちもみんな一丸となって、障がい当事者が少しでも心地いい日常が送れるように進めていけたらいいかなと思いました。

ありがとうございます。

○松川会長 札幌市からだけの発信ではなくて、やはり障がい当事者団体もそういう情報



をちゃんと知って、何か使えそうなところがあれば、札幌市にも積極的に連絡するという取組も一方では大事かなと思います。

ほかにございませんか。

○高嶋委員 先ほどおっしゃっていました8番目、研修会についてのPR不足は、PRが少ないのだということが今分かりました。

社協だけではなくて、企業の場合は、青年会議所、ホテル業界など、いろいろな団体がありますので、それぞれお願いして普及する方法もあると思います。札幌市のホームページだけのPRでは見ないこともあると思いますので、例えば、法人団体がある企業に普及をお願いしてもらえればいいのではないかと考えております。

○事務局（立野障がい福祉課長） 貴重なご意見をありがとうございます。

今、お話があったとおり、私たちもそういう団体を通してやっていきたいなと思ってまして、今考えていますのは、札幌商工会議所や、北海道中小企業家同友会の札幌支部のインクルーシブ委員会という障がい者の方たちの雇用を推進している企業にお話ししたり、さっぽろCSRインフォメーションに登録している企業へ発信するようなツールがありますので、そういったところを通して周知を図っていきたいと思っています。

○高嶋委員 分かりました。

○松川会長 それでは、自由にご発言いただければと思いますので、挙手をお願いします。

○太田委員 今日この場で言うのが適切かどうか迷いながら今発言しているのですけれども、先般、NHKのEテレで、強度行動障がいを扱った番組がありました。自閉や知的である関係で、突然、思いもよらない行動を取ったり、自傷行為に走ったり、暴力に走ったり、駆け出してみたりという、周りのコントロールの効かない障がいの方がおられて、施設でも受け止めていただけないということで、ご家族がもうほとんど絶望のふちにいなから発信できない状態で追い詰められているという実態を伝える番組でありました。

恐らく、長江委員や松岡委員に関係する障がいだとは思いますが、その番組を見て私も非常にショックを受けました。強度行動障がいという言葉を知ってはいたのですが、実態をテレビで見まして、やはりご家族の方がコミュニケーション、意見を発信できる場もきちんとつくらなければいけないのだなということを改めて思ったのです。

課題としては、ちょっと重過ぎてこの場に合うかどうか分からないのですが、せっかくのこういう場ですので、もしそれぞれの委員の方から何かこういう例ありますよみたいなお話があればいただきたいなと思ひまして発言しました。よろしくをお願いします。

○松岡委員 強度行動障がいというのは、障がいを持っている人たちが必ずしもなるわけではないのですが、環境の変化、それぞれの感覚の過敏さなど、様々な状態から得た2次障がいの状態像でございます。ですので、障がいという分類というよりは、その人の持っている状態像の変化というところで強度行動障がいという名前がついているので、様々なサービスが反映しない、受けられていないというのが現状です。

状態像であるので、落ち着いているときもあれば、すごく激しいときもある、それがい

つ起こるか分からないので、支援と手だてにマンパワーが必要ではあるのですが、それを力で抑え込むというわけにはできず、かといって、放っておくということも難しいということになっているので、今、強度行動障がいに関しては、札幌市も含めてチームを組んで、いろいろなところでお話をしたり、全国で取り組んでいる最中であります。

実際に、西興部の施設で虐待があったりするのは、服を脱いで走ってしまうので放っておいた、では、それが虐待かと言われますと、無理やり着せたところでまた脱いでしまうですとか、みんながちょっと疲弊しながら生活しているという状況があります。

まずは、強度行動障がいの人がいるということを今みたいに理解していただくことと、何か手伝うことはないですかというような温かい目があることで少し支援が広がるのかなとも思っております。

○松川会長 私もたまたまEテレを見たのですけれども、本当に難しいですね。今、松岡委員も言ってくださったように、本当に少しずつ取り組んでいくしかないという状況であらうと思います。

ほかございませんか。

○小林委員（代理） 一つ質問と、先ほどの強度行動障がいのお話を聞いて思いついたことを一つお伝えしたいと思います。

発達障がいの方で、聴覚情報処理障がい、APD、聴覚障がいとしての認定は受けられないけれども、言葉として言われたことをなかなかうまくキャッチできなくて困っていらっしゃる方もいるというのを、先日、あるところで教えていただきました。そういう方というのは、聴覚障がい者に対する支援という形ではなかなか助成が受けられず、でも、現に困っていらっしゃるというお話を伺いまして、そういう方に対しても何か柔軟な形で必要とするサポートができるような仕組みがあればいいのかなと思ったことを今思い出しましたので、一つお伝えいたします。

もう一点、話が全然違って申し訳ないのですけれども、先ほど、研修会等講師派遣補助というところでいろいろなアピールの仕方があるのではないかというご意見が出ていたかと思いますが、これは企業や町内会で、例えば、学校対象にはならないのですか。そういいますのは、多分、現状では、教育場面には制度的に派遣が難しいというふうに昔から聞いておりましたので、例えば、学校でそういうことを学べる、学校の中で支援できる人を育てるためのというようなことはここには含まれないのでしょうか、疑問に思いましたので、質問させていただきます。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 研修会等講師派遣補助につきましては、授業の中でというところはさすがに厳しいところはあるけれども、例えば、学校の先生方が研修会で学ぶのに講師派遣の補助をいただきたいということであれば、市としては補助の対象にはしておりますので、そういったところを周知の対象として今後考えていきたいと考えております。

札幌市でも必要に応じて出前研修という形で、前回、みなみの杜高等支援学校にも行っ

てまいりました。そういった形でもやっておりますので、普及に努めていきたいと思っております。

○松川会長 ほかにございませんか。

○高嶋委員 病院に通院した経験がありますが、最近、新しく建った病院は設備が進んで便利になっていると思います。例えば、受付の待合室で呼び出しのときに、以前は名前を呼ぶだけで、聞こえない人は1時間待っても分からなかった、1時間待って帰ろうと思ったなど、音声だけの呼び出しだったので、限界がありました。だけど、今は変わって、番号をもらうなどのシステムがよくなっています。

ただ、番号を持つというのはよいことですが、問題は、診察前に問診でお話を確認するための呼び出しがあります。そこには番号がありません。音声のみで声をかけられるため、1時間待っていても呼ばれないので、おかしいなと思ったら、高嶋さんいたのと言われました。結局、便利になっても、まだ不便はある。できれば、受付の会計と診察の呼び出しも連携できる環境があればいいかなと思っています。

行政であれば、例えば、市として保健関係で病院に指導などはできないのでしょうか。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 病院に直接コンタクトというところは難しいところがあるのですけれども、実際、今、高嶋委員がおっしゃったように、私が通っていた病院では、呼び出しも番号で呼び出すということで、そこは新しい病院だったのですけれども、大分普及してきているのかなと思います。今後、札幌市の区役所もそうですけれども、番号でということも普及してまいっておりますし、少しずつそういった形になっていくのかなと思っております。

直接、医療機関に札幌市から周知ということではできませんけれども、札幌市の条例の理念やコミュニケーション条例の理念というところは、先ほどもお伝えしたとおり、いろいろな形で周知して広めてまいりたいと思っております。少しずつではあるのですが、市民、企業、いろいろなところに根づかせていけたらいいなと思っておりますので、私ども、そういったご意見を参考にしながら、条例の普及について、もう少し考えていけたらいいなと思っております。

○松川会長 引き続き、札幌市としても、条例の普及、周知啓発に取り組むということと同時に、高嶋委員、その場合、何かを具体的に病院に対応というか、申入れはされたのでしょうか。

○高嶋委員 仕方ないなと思ったのですが、不満を持っていたので、診察が終わった後、受付に行って、医療の診察の呼び出しだけではなくて、問診票や会計も含めて、分かるような番号表示をしてほしいということを書きで申し出ました。

申し訳ありませんでしたという挨拶がありましたけれども、これはどこも同じなものですから、とても不便です。便利な面もあるので、呼び出しはほとんど名前での音声の呼び出しが多いので、とても不便です。改善点を個人で言っても難しいので、やはりマニュアルみたいなものが何か欲しいなと私は思っております。

○松川会長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○山田委員 今が発言のタイミングか分からないのですが、昨年、私からお願いをしております入院時におけるヘルパーの付添いに関しまして、病院にヘルパーの付添いを認めるように徹底をしてほしいということに関して、早速、市内の病院に通達を出していただきまして、ありがとうございました。

ただ、通達を出していただいたにもかかわらず、いまだにヘルパーの付添いをかたくなに拒否する病院が残念ながら存在します。

私から札幌市にお願いしたいのは、病院からヘルパーの付添いを拒否されたときには、直接病院に指導を含めて話をしていただけますようお願いをいたします。

次に、私のように発話が困難で身ぶり手ぶりで周囲とコミュニケーションを図ることが難しい当事者のために、口文字や文字板などのコミュニケーション手段を目的とした研修会を開催していただければと考えておりました。

当事者人口は決して多くはありませんが、口文字や文字板というコミュニケーション手段が存在するというを周知する意味でも、口文字と文字板の研修の開催を検討していただけるとうれしいです。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 山田委員、ご意見をありがとうございます。

入院時のヘルパーについて札幌市から病院等への指導は、部署が変わるので、果たして、できるかどうか、今、直接お答えはできないですけれども、やはりそういったお声があるということは担当部署にお伝えさせていただきたいと考えております。

2点目のところです。指文字や口文字、文字板の研修会については、札幌市も手話や要約筆記、盲聾など、いろいろな形でのコミュニケーション手段の普及というものは考えております。その中で、ALSの方々に対してのコミュニケーションも非常に大事なものと考えておりますので、そこについては、札幌としても前向きに考えていきたいと思っております。

今後、改めて、何らかの形で具体的にご相談させていただくこともあるかなと思いますので、その際はよろしく願いいたします。

○山田委員 承知いたしました。ありがとうございました。

○松川会長 ほかにございませんか。

○富樫委員（代理） 1回目の3番目で市民向けのコミュニケーションの内容を知りたいという意見がありましたので、私たち盲ろう協のことをお話します。

盲ろう協も市民向け講習会を札幌市から受託して開いています。そのときに、私は、一応、盲聾者の講師として参加しています。盲聾者のことは、まだ世間には知れ渡っていることは少ないので、少しでも多く人に知ってもらいたく、こういう活動をできるならしたいと思っていますので、いつも札幌市には申込みをお願いしています。

そして、私たちがやっている市民向けのコミュニケーションは、盲聾者のことを分から

ない人もたくさんいます。知っている人もたくさんいます。でも、盲聾者のことを知ってもらいたくて、私たちは盲聾者とはどういう人たちのことを言うのか、盲聾者が困っていること、そして、盲聾者のコミュニケーションにはどんなものがあるのかという説明を盲聾者の講師から話してもらいます。そして、盲聾者のことを知らないので、アイマスクをしたりして盲聾者のミニ体験みたいなものを実際にやってもらいます。実際、一人で生活している一般市民の人たちはそういうことは経験しないので、アイマスクをかけて、そして、耳は静かに声を出さないでということ、その人たちを連れて行ったり、押したりとか、いろいろな経験をさせて、にわか盲聾者になってもらう体験もしてもらっています。

みんな、こんなに大変なのだなど、いろいろな意見を言われます。これを一人でも多くに知ってほしく、私たちは機会があれば行って話をしたりして行動しています。これは、札幌市からの受託を受けてやれることで、盲ろう協で、実際にいろいろなところに行って行事をやることは、財政面で全然できません。だから、私たちは、札幌市の協力をもらえれば、頑張っただけで盲聾者のことを知ってもらう努力をしたいと思っています。

先ほど3番目のコミュニケーションの内容で知りたいと言っていたので、そのことについてお答えいたしました。

それから、札幌市にお礼の言葉があります。

盲ろう者通訳・介助員の派遣制度の360時間が今年度から撤廃になりました。時間を制限なく自分の行きたいところへ行って活動できるということは本当にうれしいことです。これは、札幌市の方々に本当にお礼を言いたいと思っています。ありがとうございました。  
○松川会長 市民向け講座の具体的な内容について紹介していただきました。

改めて、そういう機会が本当に重要なのだなということを思いながら聞いていました。ぜひとも、そういう機会を継続して行っていくことが必要かと思います。

○松岡委員 富樫委員、ありがとうございます。

具体的な気持ちと言葉でイメージについて聞くことができました。実は、お互いの障がいのが分からないということが、こういう会議でもよく分かるなと思っています。ですから、少しずつ知れたらいいな、それもコミュニケーションの一つであろうかなと思っています。今後ともよろしく願いいたします。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 富樫委員、お話しいただきまして、ありがとうございます。

札幌市としても、盲聾者に対する支援は、ほかの支援と同じく非常に重要なものと捉えておりますので、今後も団体や利用者のご意見をお聞きしながら、よりいい制度になっていけるように取り組んでいきたいと思っています。

それに加えて、当事者主体の市民向け講座につきましては、次年度以降も引き続きいろいろご協力をお願いできたら本当にありがたいなと思っていますので、引き続きよろしく願いいたします。

○松川会長 大事な意見交換だったかなと思います。

時間的にはそろそろかなと思っておりますけれども、花田副会長、何かございますか。  
○花田副会長 先ほどの富樫委員の話に加えまして、聴覚についての市民向け講座を簡単にご紹介します。

中途失聴・難聴者について、聴覚障がいと簡単に一くりにされている部分もあるので、よく理解していただくために内容をお話しして、コミュニケーション手段といっても手話だけではないということを知っていただくため、特に筆談もあるし身ぶり手ぶりもあるということ、その中でも筆談がとても大事なので経験していただいております。ただ、筆談といっても、書いて伝えるだけでは伝わらない部分もあるので、要約して簡単に書ける方法を学んでいただいたり、体験談もお話しさせていただいております。

また、話は変わりますが、札幌市の方に聞きたいのですが、昔はまちの中にポスターがありましたけれども、障がい者コミュニケーション条例が施行されてから何年かたって、現在は、あまり見かけられなくなりました。今年は合理的配慮が義務化になるので、今後、PRの方法が変わるのかどうか、何か取組があるのかを確認したいと思います。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 障がい者コミュニケーション条例は、平成29年にできて、もう7年ぐらいになるところでございます。

ポスター等は、引き続き、あるにはあるのですが、周知というところで課題のあるところなのかなと思っております。

今、副会長からお話がありましたけれども、合理的配慮の部分と併せて、今年度、ユナイテッド・シネマなどと一体となって広報活動をやっていたところですが、次年度につきましても、合理的配慮など、ほかのものと混ぜながらいろいろな形で周知を図っていききたいと思っておりますし、やはり、コミュニケーション手段がいろいろありますよということを市民に広く知っていただくことが我々の使命だと思っておりますので、また、今後もいろいろ考えていききたいと思っております。

ご助言をありがとうございました。

○松川会長 ほかにございませんか。

○近藤委員 この促進委員会とは話題的に大きく異なるかもしれないのですが、視覚障がい当事者のコミュニケーションツールの命綱とでも申しますか、拡大読書器というコミュニケーションツールがありまして、日常生活用具として補助がされております。ところが、その物をつくる材料のせいなのか、このところの物価高騰によって、とても高騰して物すごく多額な自己負担金になっているのです。

全国どこでもそうですけれども、政令都市も含めまして、全国の眼科医会や眼科学会、訓練士協会、ロービジョン学会、それらの皆さんが一丸となって話し合いをして、全国の行政にお願いの文書、要望を出したということを知っているのです。

あとは、個別の障がい当事者団体が地元でお願いする状況になると思うのですが、全国からこういうものが来ていますよとか、だけれども、まだ動く状態ではないなど、状況が分かれば、ちょっとだけでも教えていただければありがたいです。

○事務局（森岡在宅福祉係長） 近藤委員、ありがとうございます。

確かに、委員がご指摘のとおり、眼科医会から札幌市宛てに物価高騰の部分で対応してほしいという内容で要望が届いておりました。視覚障がいだけではなく、あらゆる部分で物価高騰の波ということで、基準額を上げてほしいというお声も多々届いております。

札幌市としても、全部が全部そのとおりすっと上げられるものではないですけれども、確かに、自己負担が増えていることは、障がいを持つ方々にとって切実な問題だということとは重々承知しておりますので、今後、基準額を少しずつ上げていくというところを視野に入れながら、いろいろ策を練っていきたいと思っております。

○近藤委員 全国で動きがあるのはまだ二、三か所ぐらいではありますが、ぜひ札幌市も、ちょっとずつでいいので、よろしく願いいたします。

○松川会長 ほかはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○松川会長 時間的にもそろそろかなと思いますので、この辺で意見交換は終了したいと思います。

いろいろとありがとうございました。

それでは、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局（立野障がい福祉課長） 本日は、皆さんの活発なご議論をどうもありがとうございました。

本日いただきました意見を踏まえまして、今後、また市の取組を進めてまいりたいと思います。

次の会議は、来年度、令和6年度中にまた開催を予定しております。

具体的な日程は未定ですが、決まりましたら、また皆様にご連絡をさせていただきます。今後、皆様に参加できる日程調整をしていきたいと思っております。また、今回と同様に、会議の資料も事前に皆様にお送りをさせていただく予定となっております。

事務局からは、以上です。

## 6. 閉 会

○松川会長 それでは、以上をもちまして、令和5年度障がい者コミュニケーション促進委員会を終了いたします。

貴重なご意見を本当にたくさん出していただいたと思います。

ありがとうございました。

以 上